入　札　説　明　書

パーソナルコンピューター及びソフトウェア一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

⑴　調達物品及び数量

パーソナルコンピューター及びソフトウェア一式

⑵　調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

⑶　調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

⑷　納入期限

令和９年２月 26 日（金）

⑸　納入場所

公益財団法人兵庫県スポーツ協会事務局

〒651-0083　神戸市中央区浜辺通５丁目１-14 神戸商工貿易センタービル５階

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

⑴　物品関係入札参加資格者として、これまでに公益財団法人兵庫県スポーツ協会（以下「当協会」という。）との取引がある者または兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、いずれにも該当しない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める者（以下「新規登録希望者」という。）にあっては、令和８年 11 月 27 日（金）午後５時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、次に掲げる受付場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けること。

受付場所:兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号)

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（様式１。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札参加の申込み

⑴　申込書の提出場所

〒651-0083　神戸市中央区浜辺通５丁目１-14 神戸商工貿易センタービル５階

公益財団法人兵庫県スポーツ協会 企画調整課 島津　大地

電話（078）200-4165　FAX（078）200-4166

メールアドレス hyogoken@hyogo-sports.jp

⑵　申込書の受付期間

令和８年 11 月 30 日（月）から同年 12 月４日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

⑶　提出書類

ア　申込書を作成のうえ、上記⑴に持参、郵送又は電子メールでの送付をすること。

イ　前記２⑴のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加資格審査申請書受付票」（出納局物品管理課の受付印があるもの。）の写しを添付すること。

⑷　入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、上記⑵の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年 12 月 11 日（金）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。申込書を持参又は郵送をした場合は、返信用封筒（定型長３）を申込書に添えて提出すること。この返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと（電子メール提出の場合は不要）。

ウ　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ｱ)　提出期間

令和８年 12 月 18 日（金）まで（県の休日を除く。）の日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(ｲ)　提出場所

上記⑴に同じ。

(ｳ)　回答

説明を求めた者に対し、令和８年 12 月 25 日（金）までに書面により回答する。

⑸　その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

オ　郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

4　仕様確認（同等品確認）及び仕様書等に関する質問

⑴　入札に参加を希望する者のうち、仕様書中の仕様適合例示機種以外の機種による入札を希望する者は、同等品確認として、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次に掲げるとおり質問書を提出すること。

ア　受付期間

一般競争入札参加資格確認通知を受けた日から同年 12 月 18 日（金）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の日の午前９時から午後５時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

イ　受付場所

前記３⑴に同じ。

ウ　提出書類

(ｱ)　仕様確認（同等品確認）

ａ　仕様確認申込書（別添様式２）

ｂ　仕様書に適合することがわかるカタログ等

特に、入札者が提案する製品のメーカー名と型番（品番）を明示して製品を特定するとともに、仕様書の各項目と対比して入札者の提案する製品の性能その他の内容が仕様書を満足させるものであることを客観的かつ具体的に明示すること。製品カタログ等を電子メールで送信する場合には、同カタログのメーカーURL 及び該当頁数等を明示すること。

(ｲ)　質問

仕様等に関する質問書（別添様式３）

エ　提出方法

(ｱ)　持参、郵送又は電子メールによる。

(ｲ)　郵送又は電子メールによる場合は、送付（送信）と併せて電話連絡により送付（送信）した旨を公益財団法人兵庫県スポーツ協会（以下、「当協会」と示す場合あり）に連絡して当協会が受領（受信）した旨を確認し、受領（受信）した当協会所属職員の氏名を確認し、その日時と共に記録しておくこと。

オ　仕様確認の結果

令和８年 12 月 23 日（水）午後５時までに入札者に電子メールにより通知する。

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記⑴ウの提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

⑶　入札者は、上記⑴オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

⑷　質問に対する回答は、前記３⑷により入札参加資格確認を了した者及び入札参加資格を申請中の者）全員に対し電子メールで通知する。

5　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6　契約条項を示す場所及び日時

⑴　場所

公益財団法人兵庫県スポーツ協会（住所等は前記３⑴に同じ）

⑵　日時

令和８年 11 月 30 日（月）から同年 12 月４日（金）まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札・開札の日時及び場所

⑴　日時

令和９年１月 15 日（金）午後２時

⑵　場所

公益財団法人兵庫県スポーツ協会　応接室

8　入札書の提出方法

入札書（別添様式６）は、参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は次の方法によること。この場合、開札に際して立会いできない入札者で予め入札書を持参する場合（以下「持参」という。）も、同様の取扱いとする。なお、名簿に登載されていない者で前記２⑴のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和 41 年兵庫県告示第 149 号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

⑴　大型サイズの封筒（角２封筒等のＡ４サイズを折らずに封かんすることのできる封筒）を用いて、その封皮には「入札書」と記載の上、郵送等を担う業者が配達し、当協会が郵送等に係る本件書類を受領した事実の証明が可能な方法によるものとし、以下のものを同封すること。

ア　氏名を表記した封筒で封印した入札書

なお、再入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再入札」の入札書、「初度入札」用と「再入札」用とをそれぞれ別封筒に封入し、氏名と共に「初度入札」及び「再入札」の区別を必ず記入すること。

万が一、この区別が記載されていない場合には、常識的にも初度入札額よりも再入札額の方が低いことから、入札執行者において、初度入札時に両封筒を開封し、入札金額がいずれか高額なものを初度入札用とみなすこととする。

※なお、「内訳を記載した見積書（様式自由）」を添付すること

イ　前記３⑷イの一般競争入札参加資格確認通知書の写し。

ウ　入札保証金に代えて、保険証書を提出する場合は、入札保証保険証書。

⑵　上記⑴の書類が、令和９年１月 13 日（水）午後５時までに前記３⑴の場所に必着のこと。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。なお、郵送等以外で入札書を提出した場合はその日中に、電子メールにより前記３⑴あてに一般競争入札参加資格確認通知書（写し）を送信することとする。

⑶　持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が１通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。なお、これらの者も入札不調時における見積合わせの対象者ともなり得るものであることから、入札執行者から当日連絡があり次第、即座に見積書（様式自由）の提出（電子メール又はＦＡＸ可）ができるようにしておくこと。連絡がつかない場合には、同見積合わせを辞退したものとみなす。

９　入札書の作成方法

⑴　入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

⑵　入札書は所定の別紙様式によること。※「内訳を記載した見積書（様式自由）」を添付すること

⑶　入札書の記載あたっては、次の点について留意すること。

ア　件名は、前記１⑴に示した件名とする。

イ　年月日は、入札書の提出日とする。

ウ　入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名があること。

⑷　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

⑸　入札執行回数は、２回を限度とする。

⑹　一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を、令和９年１月 13 日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に兵庫県スポーツ協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和９年１月 14 日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和９年１月 29 日（金）以後の任意の日

を終了日とすること。被保険者は、「神戸市中央区浜辺通５丁目１-14 神戸商工貿易センタービル５階　公益財団法人兵庫県スポーツ協会　理事長　今後　元彦」とすること。入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　当協会、国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。この適用を求める場合には、「入札保証金免除に関する申出書（別添様式４）」（以下「入札保証金免除申出書」という。）を令和８年 12 月 18 日（金）午後５時までに提出すること（持参、郵送又は電子メールによる）。この免除を認める場合には、令和８年 12 月 25 日（金）までに「入札保証金免除決定通知書」を申出者に送付する。そのため、持参又は郵送の場合は、入札保証金免除申出書を提出するに当たっては、返信用封筒（定型長３）を申出書に添えて提出すること。この返信用封筒には、110 円切手を同封し（返信用封筒にはこの切手を貼付しないこと。これは、入札参加申込みと共にこの入札保証金免除申出書を提出される場合に、入札参加資格が認められないならば、必然的に入札保証金免除申出書を却下せざるを得ず、同切手を申出者に返還する必要があるからである。）、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ　入札保証金免除申出書中「２　入札保証金の免除を受ける入札保証金の額」（以下「入札保証金免除対象金額」という。）に記載した金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札者の入札は無効となるので注意すること。

⑵　契約保証金

契約保証金を免除する。

11　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12　無効とする入札

⑴　前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

⑶　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13　落札者の決定方法

⑴　前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、郵送等により入札書を提出した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

⑶　予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、開札の日に立ち会いできない入札者で郵送等又は持参により入札書を提出した者についてはこれらの者に代行して入札書を入札箱に投函する入札に関係のない職員を含め、すべての入札者又はその代理人が立ち会っている場合にあっては直ちに入札をする。

⑷　再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14　入札に関する条件

⑴　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送で到達していること。

⑵　入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が、令和９年１月 15 日（金）まであること。

⑶　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

⑷　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

⑸　談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

⑹　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

⑺　代理人が入札をする場合は、入札参加申請時に記載された代理人とし、それ以外の者を代理人とする場合は、入札開始までに委任状（別添様式５）を入札執行者に提出すること。

⑻　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

⑼　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者。

イ　初度の入札において、⑴から⑻までの条件に違反し無効となった入札者のうち、⑴、⑷又は⑸に違反し無効となった者以外の者

15　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できない

と認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16　契約書の作成

⑴　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の翌日から 14 日以内に契約担当者に提出すること。なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

⑵　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

⑶　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

⑷　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18　その他の注意事項

⑴　申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

⑵　入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

⑶　暴力団排除条例（平成 22　年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア　暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ　暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ　ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19　調達事務担当事務所

〒651-0083　神戸市中央区浜辺通５丁目１-14 神戸商工貿易センタービル５階
公益財団法人兵庫県スポーツ協会 企画調整課 島津　大地
電話（078）200-4165　FAX（078）200-4166
メールアドレス hyogoken@hyogo-sports.jp